

特定再生資源屋外保管業者及び特定再生資源屋外保管許可業者に対する不利益処分に係る処分基準

この基準は、行政手続法第12条第1項に規定する処分基準である。

1 不利益処分の内容及び根拠法令

この基準において「不利益処分」とは、次の各号に掲げる処分をいう。

- (1) 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年条例第34号。以下「条例」という。）第19条第2項の規定に基づく特定再生資源屋外保管許可業者の改善命令（以下「許可業者改善命令」という。）
- (2) 条例第19条第2項の規定に基づく特定再生資源屋外保管許可業者の停止命令（以下「許可業者停止命令」という。）
- (3) 条例第20条第1項の規定に基づく特定再生資源屋外保管許可業者の措置命令（以下「許可業者措置命令」という。）
- (4) 条例第20条第2項の規定に基づく特定再生資源屋外保管業者の措置命令（以下「業者措置命令」という。）
- (5) 条例第21条の規定に基づく特定再生資源屋外保管許可業者の許可の取消し（以下「許可取消」という。）

2 根拠法令・条項

条例第19条第2項、第20条第1項、第20条第2項及び第21条の条文

3 整理番号

不才6-34-19条 2項20250301（許可業者改善命令）

不才6-34-19条 2項20250301（許可業者停止命令）

不才6-34-20条 1項20250301（許可業者措置命令）

不才6-34-20条 2項20250301（業者措置命令）

不才6-34-21条 1項20250301（許可取消）

4 関連する法令の規定及び解釈文書等

(1) 関連する法令の規定

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年条例第34号）

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（令和6年規則第

64号)

- (2) 解釈文書等
なし

5 許可取消し及び許可業者停止命令に係る処分基準

(1) 対象

条例第21条第1項又は第2項に該当し許可取消をするとき、条例第19条第2項に該当し特定再生資源屋外保管許可業の全部若しくは一部停止命令をするときの基準

(2) 処分内容の基準

条例第21条第1項各号の該当による許可取消については、同項の規定によるものとする。条例第21条第2項に該当したときの許可取消については、設定できない。

理由：個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため

条例第19条第2項の規定に基づく特定再生資源屋外保管許可業の全部若しくは一部停止命令の要件及び内容は別表のとおりとする。

6 許可業者改善命令、許可業者措置命令、業者措置命令に係る処分基準

(1) 対象

条例第19条第2項の規定に該当し許可業者改善命令をするとき、条例第20条第1項の規定に該当し許可業者措置命令をするとき又は条例第20条第2項の規定に該当し業者措置命令をするときの基準

(2) 処分内容の基準

設定できない。

理由：個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため

7 処分基準設定の経緯

新規設定：令和7年6月11日備付け

8 不利益処分を行う権限を有する行政庁

次の区分による。

(1) 知事

ア 許可取消

イ 許可業者措置命令

ウ 業者措置命令

(2) 知事以外にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める環境管理事務所が行う

ア 許可業者改善命令 違反行為が行われた場所を管轄する環境管理事務所長

イ 許可業者停止命令 許可を行った環境管理事務所長

9 担当機関

8 (1) に掲げる処分は、環境部産業廃棄物指導課監視・指導・撤去担当、同 (2) に掲げる処分は、該当する環境管理事務所の廃棄物・残土対策担当（秩父環境管理事務所にあつては、生活環境担当）

10 備考

附 則

1 この基準は、備え置きの日以後に行われる処分から適用する。

別表

処分の要件		処分の内容
1	条例第 19 条第 1 項第 1 号に該当 許可に係る特定再生資源屋外保管事業場が、条例第 11 条各号に掲げる基準に適合しない	改善に必要な期間 の事業の停止（※）
2	条例第 19 条第 1 項第 2 号に該当 許可業者が第 10 条（第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により事業の許可に付された生活環境保全上の条件に違反	事業の停止 30 日間
3	条例第 25 条第 2 項の規定に違反 事故時応急措置命令違反	応急措置に必要な 期間の停止（※）

（※）個別の処分に当たっては、確定した期間であることを要する。